

紀北地域森林計画書

(紀北森林計画区)

計画期間 自 2017年(平成29年)4月1日
至 2027年(令和9年)3月31日

(2020年(令和2年)12月変更)

和歌山県

紀北森林計画区

当該地域森林計画の変更は、2021年（令和3年）4月1日にその効力を生ずるものとする。

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する

（単位 面積：ha）

区 分	面 積	備 考	
総 数	62,312	△5ha	
市 町 村 別 内 訳	和歌山市	6,075	△2ha
	海南市	3,888	
	橋本市	7,136	
	紀の川市	10,367	△1ha
	岩出市	1,367	△1ha
	紀美野町	9,683	0ha
	かつらぎ町	9,871	
	九度山町	3,232	△1ha
	高野町	10,693	△0ha

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す

- （注）
1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
 2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
 3. 森林計画図は和歌山県庁、海草振興局、那賀振興局及び伊都振興局に備え付け閲覧に供する

2 「第3-2-(1)-ア人工造林の対象樹種に関する指針」の一部を次のとおり変更する

(省略)

標準的な樹種
針葉樹 (スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、コウヤマキ)
広葉樹 (クヌギ、コナラ、ケヤキ、ウバメガシ)

3 「第3-2-(1)-ウ伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」の一部を次のとおり変更する

① 皆伐

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、第3の2の(3)で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において、人工造林により更新をする場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

② 択伐

(略)

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものとする。

4 「第6-4 林道の開設又は拡張に関する計画」の一部を次のとおり変更する。

(単位 延長：m 面積：ha)

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
(略)									
拡張	改良		かつらぎ 町	瀬ノ谷	6m 1箇所	241	○	32	新規 橋梁 修繕
〃	〃		〃	花園長谷	18m 2箇所	86	○	48	新規 橋梁 修繕
			計	7路線 (5路線)	14,352 (14,328)				
(略)									
拡張	舗装改良		高野町	城谷池の 峯	2,567	86	○ (-)	37	変更
(略)									
			合計	30路線 (28路線)	67,674 (67,650)				

2段書きの()内は変更前、裸書きは変更後

注 その他の開設、拡張計画については、平成29年1月10日公表の地域森林計画及び令和2年2月18日公表の変更地域森林計画のとおり。

5 「第6-6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」の一部を別表のとおり変更する。

